

論文題目：『日本近代軍制の形成—大村益次郎の建軍構想と徴兵制度の確立—』

申請者：竹本 知行

審査委員

主査 法学研究科 教授 出原 政雄

副査 法学研究科 教授 伊藤 彌彦

副査 文学研究科 教授 露口 卓也

要 旨

本論文は、前半では幕末・維新时期における近代軍制の生誕期にきわめて重要な役割を果たした大村益次郎の建軍構想を取り上げ、後半では明治2年に大村が横死したために明治6年制定の徴兵制確立に至る過程においては、大村の遺志を継承したいわゆる大村遺策派の思想と行動に焦点を合わせて実証的な分析を加えたものである。

本論文の第一の特徴は、西洋各国兵制（＝「兵式」）の導入を分析対象にした軍事史研究が中心的な位置を占めるが、これに加えて大村の建軍構想をめぐる当時の政治勢力の対立・抗争を検討した政治史の観点、あるいは洋式兵学の受容や大村の建軍構想と国家建設の関連といった政治思想史の視点を含む分野横断的な論文になっているということである。この試みによって軍事史研究の新たな領域開拓をめざした意欲作になっている。

第二の特徴は、当時の近代軍制形成に関してこれまで公表されてきたいくつかの通説に対して大胆に切り込み、積極的に自説を展開している点である。第一章では、フランス兵制（＝「仏式」）の導入による農兵論に基づく徴兵制をめざした大村の建軍構想は、これまで戊辰戦争などで大きな役割を果たした奇兵隊などの経験に直結させて解釈されてきたが、これに対して大村がオランダ兵書などから直接洋式兵学を学んだ点をもっと重視すべきことが強調される。第二章では、これまで大村による仏式の採用は旧幕府の遺産の継承という便宜主義的な側面から説明されることが多かった。しかしそれよりも維新当初の軍制改革の責任を任された大村の場合、朝廷への政権帰一という維新の目的に適応した兵制として、仏式に基づく国民皆兵の徴兵制の確立が展望されたからにはほかならないと解釈される。第三章では、これまで大村の死後軍政改革の停滞期と言われてきたが、大村の遺策に含まれていた徴兵軍設立に必要な士官養成をめざして、山田顕義や大島貞黨らいわゆる大村遺策派がその遺志を継いで大阪兵学寮を建設し、薩摩の大久保利通グループの反対にあいながらもフランス人教師による士官養成を進めていったことが立証される。第四章では、イギリス兵制（＝「英式」）を主張する大久保ら薩摩藩勢力との深刻な対立の中でも大阪兵学寮での実践に基づき「徴兵規則」の制定と陸軍での仏式統一がなされ、大村の建軍構想の実現に向けて大きく進展したことが力説される。第五章では、薩摩藩ら三藩御親兵による廢藩置県が断行される中で大久保らの藩兵精兵主義が台頭し、同時に「徴兵規則」も無期延期されたために、「徴兵令」との関連で両者は断絶したと解釈されるのが一般的であったが、実際には御親兵の方が解体され、山県有朋らによって「徴兵令」制定に向け作業が進められることになったとき、実務を担当したのが大村遺策派の一人大島貞黨であったことが明らかにされた。

第三の特徴は、大村益次郎についてこれまで戦上手な用兵家とみなされることが多いが、これに加えて彼の建軍構想や国家観に見出される軍政治家としての大村像を新たに提示していることである。

確かに奇兵隊などをめぐる評価の違いなども見出されるが、以上に説明してきたように、本論文が第一に軍事史研究の新たな領域開拓をめざしたこと、第二に日本近代軍制の生誕期におけるこれまでの通説を大胆に批判し積極的に問題提起していること、第三に用兵家であるだけでなく軍政治家であったという新たな大村益次郎像を提示し、副産物として大島貞黨という興味深い人物を発掘していることなどを総合的に判断すれば、本論文は博士（政治学）（同志社大学）の学位を授与するに十分な価値を有するものと認められる。

総合試験結果の要旨

2008年2月1日

論文題目：『日本近代軍制の形成—大村益次郎の建軍構想と徴兵制度の確立—』

学位申請者：竹本 知行

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 出原 政雄

副査： 法学研究科 教授 伊藤 彌彦

副査： 文学研究科 教授 露口 卓也

2008年1月31日の13時30分から1時間半ほどの時間をとって、口頭審査を行なった。時間いっぱい使ってかなり突っ込んだ議論を行なうことができた。政治史・思想史・幕末維新史の各専門分野から時には厳しい意見も出たが、申請者は軍事史研究の成果や観点を中心に終始真摯に応答していた。むろんすべての問題に答えつくせたわけではないが、おおむね妥当な、説得的な応答であると判断でき、論文テーマに関する理解は十分なものと認められる。将来の研究課題の提案などもあり、かなり充実した議論ができた。

語学については、申請者はこれまでいくつかの論文・事項説明文を海外で出版された英文の著作に投稿・掲載していることから、相当の英語の語学能力を有していると判断でき、語学試験を免除した。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 「日本近代軍制の形成—大村益次郎の建軍構想と徴兵制度の確立—」

氏名： 竹本 知行

要旨：

一九九〇年代に入って日本近代軍事史の研究は活況を呈している一方で、その研究対象の起点となるべき幕末・明治初期の軍事史研究については、その本格的な検討はようやく始まったばかりの状況である。本論文は、多角的な検討が十分なされなかった明治初期の「建軍」をめぐる史料群について、とくに専門的な軍事理論的な観点から再検討を加えることで、当該時期の軍事史研究に新たな見解を積極的に提示している点を特徴としている。

第一章では、大村益次郎における洋式兵学の受容と実践について考察している。大村が徴兵制の導入を軸に明治新政権の兵制策定に取り組んだことは今日広く知られているが、先行研究では総じて大村の建軍構想を長州藩諸隊の経験と直結させることによって論じられてきたといえる。しかし、大村による長州藩の軍制改革では、庶民が諸隊へ自由に参加することはむしろ厳に禁止され、各隊は全て藩の一元的統制下におかれることになった事実がある。また、大村が明治新政府に出仕してからは、戊辰戦争の旧征討軍を帰藩させた上で、解体させる方針をとっていたが、これは諸隊をその中核とした長州藩兵に対しても決して例外ではなかった。そもそも、長州藩の諸隊は、藩の封建的身分秩序に対する「革命的」軍隊などとは決して言えず、むしろ庶民的身分の上昇志向の藩軍勢力の中への動員であったと見るべきであろう。それ故にこそ、大村が近代軍隊を建設しようとするれば、それらは解散させるべき対象にならざるを得なかったのである。明治二年九月における大村襲撃の主犯の一人である団仲二郎が、長州藩の行なった諸隊の精選に対する反発から発生したいわゆる脱隊騒動の首魁とされた大楽源太郎の門下生であったことは偶然ではない。これらから、明治期の大村の建軍構想を諸隊の経験と直結させる見解は、極めて表面的な次元でしかこの問題をとらえていないといわねばなるまい。

兵学者として西洋兵学を研究した大村は、必然的にそれが西洋国民国家の所産であり、その行きつくところが封建的身分制の打破となることに自覚的であった。彼は、火砲の製造やその使用方法から新式銃を用いた銃陣編制の研究が要求された幕末期において、すでに近代軍隊の銃陣編制を構成する兵卒素材のあり方といった軍制全般に対する認識に達していたことが、彼の行なった長州藩での兵学教育の内容から看取できるのである。後に明確な形で表れる大村の農兵主義は、兵学の原典へのアプローチによって生まれたものであるといえよう。

また大村にはそのような軍政家としての面とともに、第二次幕長戦争や彰義隊戦争、そして戊辰戦争全体の作戦を立案した用兵家としての側面がある。一般に、軍政と用兵は別次元のものと捉えられるが、大村は狭義の軍政家や用兵家という括りでは説明され得ない。ただ、第二次幕長戦争における大村の作戦や用兵法を分析してみると、日本の戦術思想形成に最も大きな影響をもたらしたものであるといわれているクノップ (W.J. Knoop) の三兵戦術書の内容が大いに生かされていることがわかる。大村は西洋兵学に忠実に長州藩の軍制改革を断行し、移植した洋式戦術の成果を実戦で証明したのである。軍政家と用兵家という二つの顔をもつ大村の資質は、西洋兵学の深い理解によってもたらされたといえる。

第二章では、大村の建軍構想について論じている。明治新政府に出仕してからの大村の建軍構想には仏式兵制の導入という面があったことは今日よく知られているところである。先行研究では、この問題に関して、士官養成に向けた旧幕府の遺産の継承という実利主義的な側面から説明されるにとどまっていた感がある。しかし、兵式の確定が政治課題に上ってきた明治三年初めの調

査では、諸藩の兵式は英式が仏式を圧倒しており、便宜主義的な観点からのみで大村の仏式選択を説明することには無理があるといわざるを得ない。

仏式の調練においては、兵士の評価は体力や体操の技量が重きをなしており、この評価基準と封建的身分秩序は本質的に相容れないものであった。兵式といえば歩兵の訓練法がその多くを占めていた時代において、このことは重要な意味を持っていた。仏式の導入は武士の軍務専行主義を否定し、将来の徴兵制による近代軍隊の建設につながるものだったのである。大村における仏式兵制は、封建制を打破して朝廷政府への権力帰一を希求すべきとする「一新之名義」すなわち維新の目的を背景として、徴兵制と密接に関係していくものであった。

第三章では大村の遺策について検討した。大村は明治二年一月に死去したが、彼の遺策であった大阪兵学寮の建設などは山田顕義ら後継者の手に引き継がれることとなった。大阪兵学寮は将来の徴兵制の導入を前提に、大村の構想通り国民軍隊の基幹となる士官を養成しようとした施設であり、大村においてはもともと士官教育のめどが付いた時点で徴兵制を施行する構想を持っていた。ここでは、山田ら大村の「門弟」達によって彼の遺策がどのように展開していったかという点に着目し、これまで殆ど議論されてこなかった大村の遺策の行方、特に生前の大村が心血を注いでいた大阪兵学寮の建設を中心に、陸軍創業の実相について論じている。

第四章では、第三章で検討した大阪兵学寮の操業が、日本近代軍制史上にもたらした二つの実績、すなわち陸軍における仏式統一と、「徴兵規則」の制定について考察している。大村の死後、彼の建軍プランの実現は極めて困難な状況になったが、大村遺策派は明治三年一月に徴兵制の一部実施となる「徴兵規則」を發布することに成功する。また、大阪兵学寮では明治三年一月の開校時からすでに仏式に倣った教育がなされていた。明治三年一〇月に仏式での陸軍兵式の統一がなされた当時、英式を主張する薩摩藩勢力と仏式を主張する長州藩勢力との対立は深刻であり、しかも英式を採用していた諸藩が多かった中で、大村は将来の徴兵制の導入という観点から仏式採用に強いこだわりを持っていた。この大村の遺志に沿って、兵制統一の布告の前でも、大阪兵学寮での教育は仏式で行われていたのである。そして、この大阪兵学寮の実績が仏式統一を後押ししたことは疑い得ないであろう。これらはいずれも大村の宿願であった全国徴兵の実施に向けた施策であった。

第五章では、第四章で検討した「徴兵規則」が無期延期されるに至る経緯と、「徴兵規則」と明治六年正月に制定された「徴兵令」との関係について論じている。「徴兵規則」は、西郷隆盛の明治政府出仕と共に薩摩・長州・土佐藩兵による三藩御親兵が編制されると、その施行はまず明治四年二月に三ヶ月延期され、同年五月には無期延期されるに至った。従来これをもって同規則の廃棄とする見方が多かった。そして、明治六年に制定された「徴兵令」との関係では、両者は断絶しているという見解が一般的である。

しかし、山田や木戸孝允・山県有朋らは三藩御親兵をあくまで明治四年七月の廃藩置県を断行する道具としてしか認識しておらず、廃藩が完了した時点ですぐに同部隊の解体に向けた施策がとられ、替わって徴兵制の導入が再び検討され始めるのである。そして、「徴兵令」の制定・施行過程を見ると、少なくとも思想的レベルにおいては「徴兵規則」との間には連続性を指摘しうる。以上から大村の建軍構想から発した諸改革は、日本近代軍制の起源として位置付けられるのである。

そして、全章を通じた視点としては、日本近代軍制の形成と日本型「国民国家」の建設との関連に中心を置いている。その視点に立つとき、廃藩置県前後の、いわゆる藩兵論と農兵論に基づく二つの兵制をめぐる対立が「国民国家」の建設という地平においてどのような意味を持っているのかという点も同時に検討されなければならない。大村と大久保利通を両軸として展開された明治元年から二年にかけての兵制論争以降、二つの兵制論は、対立しながらも絡み合った状態で進行し、廃藩置県の前後において調和された。その意味において、兵制をめぐる二つの路線は、逆説的に連関しているといつてよい。藩兵論による三藩御親兵の威力によって実現した廃藩置県

という集権化が、農兵論の帰結とも言える全国規模での徴兵制度の導入を可能にする条件を用意したのである。

廃藩の詔書では、対内主権に併せ対外主権の確立という国家目標が掲げられたが、前者は廃藩置県によって一応達せられたといえる。しかし、文明・未開・野蛮という階層的な序列を基準とした西欧中心の文明論的差別が存在する国際政治の中で、対外的な自立の確保は大きな課題であった。木戸孝允ら政府の要人においては、国家的独立の達成には西洋列強に匹敵する軍備が必要と認識されていた。そして、それは、日本の国民国家形成の中で独自に位置付けられるものであり、大村やその後継者らが取り組んだ兵権の帰一や全国徴兵に向けた様々な施策は全て国家主権の確立という要請によるものであった。

明治維新に始まる近代日本の歩みとは、このように西欧諸国を範としつつ我が国なりの国民国家を建設していく過程に外ならない。それは、国民国家としての日本の独自性追求と欧米のそれへの平準化という二つの相反する方向性が、相互で作用しながら描いていく一つの軌跡といってもよい。そして、その具体的な歴史相としては、文明国標準を充足するという磁場において「万邦無比」を重視する国家形成と「万国対峙」を顧慮した国民形成として表れることになる。明治初年における軍事制度の問題は、特にその前者に関わる問題であろう。新軍隊の組成を諸藩兵によるものとするか、それとも新たな徴兵によるものとするかという問題は、軍隊によって国家を作るのかそれとも国家によって軍隊を作るのかという問題と直結していたのである。